

岐阜県公報

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる)
(ときは翌日)

平成二十九年十月三日

目次

告示

道路の区域変更
道路の供用開始

(道路維持課) 五九三
(同) 五九五

公示

指定自立支援医療機関の指定
指定自立支援医療機関の変更届出
指定自立支援医療機関の指定辞退
公共測量の終了

(保健医療課) 五九五
(同) 五九六
(同) 五九六
(用地課) 五九六

告示

岐阜県告示第四百五十三号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三日

岐阜県知事 古 田 肇

第二千八百八十六号
平成二十九年十月三日

(火曜日)

道路の種類	路線名	区間	区域の変更前後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道	豊田線	多治見市滝呂町一四丁目 一―一―番地先から 同 市三笠町二丁目二 六番一―地先まで	前 A	三、〇〇〇 六、〇〇〇	三、四七四・〇	A、B及びCの図面は、この表をのりつけ、敷地面積を分る。
		多治見市滝呂町一四丁目 笠原川左岸堤防敷から 同 市同 町一六丁目 二番一―四四―地先まで	A	三、〇〇〇 六、〇〇〇	三、四七四・〇	

多治見市滝呂町一四丁目 笠原川左岸堤防敷から 同 市大畑町赤松八九 番地先まで		後	C B	三〇〇 七〇〇	一、三六〇	
--	--	---	-----	------------	-------	--

岐阜県告示第四百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
一般 国道	二百四十 八号	多治見市大畑町赤松二七 番地先から 同 市同 町同 二三 番地先まで	前	九、七 一、八・六	二、九四・〇	
			後	一〇、一 二、四・五	二、九四・〇	

岐阜県告示第四百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
一般 国道	二百四十 八号	関市山田字新岩一六一 〇番二地先地内	前	一三、〇 三、五	一三、〇	
			後	一六、〇 三、五	一三、〇	

岐阜県告示第四百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
県道	一宮 各務原線	各務原市川島河田町字山 神一〇二九番二地先から 同 市同 町字同 一〇二八番三地先まで	前	六、〇 一〇、一	一〇、〇	
			後	六、〇 一、七	一〇、〇	

岐阜県告示第四百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。
 なお、その関係図面は、平成二十九年十月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三日

岐阜県知事 古 田 肇

国道一般	路線名	区 間	区域 変更 別前後	敷地の幅 員(メートル)	延 長 ル(メートル)	備 考
三百三号		揖斐郡揖斐川町西横山字大曾根一六番七地先から 同郡同町坂内坂本字前平四〇一九番三地先まで 同郡同町坂内坂本字前平四〇一六番五地先から 同郡同町坂内坂本字前平四〇一二番二地先まで	前 A 後 B C	七〇 四・三 一五 二・三	四、四五〇 二、五五	A、B、及び関係図面を示す。分地区の表示をい

同郡同町同 字同 四〇〇二番一 地先 まで

岐阜県告示第四百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三日

岐阜県知事 古 田 肇

国道一般	路線名	区 間	延 長 ル(メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域の決定又は変更の告示の年月日)
二百四十 八号		関市山田字新岩一六一〇番二地先から 同市同字同 一六〇五番四地先まで	一四・〇	平成 二九・一〇・三	平成 二九・一〇・三

公 示

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年十月三日

岐阜県知事 古 田 肇

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	年 月 日 定
かもの薬局	美濃加茂市加茂野町今泉二二六七	精神通院	平成 二九・一〇・一
V・drug 高山中 央薬局	高山市岡本町三丁目四三 一	同	同
クスリのアオキ岐阜県 庁前薬局	岐阜市今嶺二丁目五番三三二号	同	同
アイセイ薬局 中津川 市民病院	中津川市駒場字西山一六六六 三三三・四	同	同
アイセイ薬局 きたの 店	中津川市字北野七七七 三 一	同	同
スギ薬局 鷺沼三ツ池 店	各務原市鷺沼三ツ池町五丁目一 九八番地一	同	同

(訪問看護)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	年 月 日 定
エンゼル・ランブ訪問 看護リハビリステーション	岐阜市柳津町高桑二丁目一七三 番地一	精神通院	平成 二九・一〇・一
つながる訪問看護リハ ビリステーション	岐阜市西中島四 二 八 一 階	精神通院	同

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年十月三日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局) 所在地の変更

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	年 月 日 更
なぎさ薬局 大垣市民 病院前店	大垣市南瀬町四丁目八五 二	精神通院	平成 二九・九・一

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年十月三日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	年 月 日 退
クスリのアオキ岐阜県 庁前薬局	岐阜市今嶺二丁目五番三三二号	精神通院	平成 二九・九・一五
中津川調剤薬局	中津川市駒場字西山一六六六 三三三・四	同	同
中津川調剤 きたの薬 局	中津川市字北野七七七 三 一	同	同

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により関ヶ原町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

不破郡関ヶ原町
作業種類

公共測量（道路台帳図作成）

三
作業期間

平成二十九年六月十六日から

同 年九月十九日まで

四
作業地域

不破郡関ヶ原町

平成二十九年十月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社